

農林水産物等海外販路創出・拡大事業

【499,656(610,000)千円】

対策のポイント

海外における展示・商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

＜海外展示・商談活動（平成19年度）の実施国・地域＞

マレーシア（クアラルンプール）、タイ（バンコク）、ドイツ（ケルン及びエッセン）、中国（上海）、インド（ムンバイ）、アラブ首長国連邦（ドバイ）、米国（ボストン及びニューヨーク）

＜常設店舗活用型輸出対策（平成19年度）の実施国・地域＞

香港、シンガポール（シンガポール）、マレーシア（クアラルンプール）、台湾（新竹及び中壢）、タイ（バンコク）、中国（北京及び成都）、アラブ首長国連邦（ドバイ）

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

＜内容＞

1. 海外展示・商談活動

輸出志向のある農林漁業者等が海外へ輸出するための足がかりとして、海外において、既存の展示・商談会に出展又は独自に展示・商談会を開催するとともに、関連イベント等を行う。

2. 常設店舗活用型輸出対策

日本の農林水産物・食品について、海外一般消費者への浸透を加速化させるため、海外高級百貨店等において、定常的・継続的販売促進活動を実施するとともに、一般消費者向け料理講習会等を行う。

3. フォローアップ調査

本事業について、現地消費者に対する日本産農林水産物等の浸透や、販売拠点の広がり等の間接的な効果を検証する。

＜委託先＞

民間団体等

＜事業実施期間＞

平成18年度から平成21年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

